

郵便物不着に係るお取引制限開始のお知らせ

平素より多摩信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

近年、預貯金口座を利用した特殊詐欺やマネー・ローンダリング等の犯罪が増加しております。当金庫では、関係省庁と連携し、こうした犯罪の防止と不正利用の抑止に取り組んでおります。

当金庫では、お客さま宛ての郵便物が不着となり、ご登録のお電話番号にご連絡がつかない場合や、ご質問へのご回答、ご依頼した資料のご提出、各種手続き等にご対応いただけない場合には、下記の法律および当金庫の預金等規定に基づき、お取引を制限させていただくこととなります。

これは、お客さまの口座を不正利用や詐欺被害からお守りするための対応です。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。あわせて、詐欺等には十分ご注意くださいようお願いいたします。

なお、取引制限の解除につきましては、お取引店へご連絡のうえ、当金庫所定の手続きをお取りください。

●取引制限開始日 2026年10月16日（金）より順次実施いたします。

犯罪による収益の移転防止に関する法律（抜粋）

第5条 特定事業者は、顧客等又は代表者等が特定取引等を行う際に取引時確認に応じないときは、当該顧客又は代表者等がこれに応ずるまでの間、当該特定取引等に係る義務の履行を拒むことができる。

➤ 各種預金等規定（抜粋）

○普通預金規定13. ○総合口座取引規定14. ○貯蓄預金規定14. ○納税準備預金規定14. ○当座勘定規定 第24条

〔取引の制限等〕

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。届出のあった在留期間が経過した場合は、当金庫は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると認められる場合には、当金庫は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。